参考様式第５－１号

東　農　第　98　号
令　和　6　年　4　月　11　日

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。

東近江市長

市町村名 （市町村コード）	東近江市 （252131）	
地域名 （地域内農業集落名）	神田 （神田町）	
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年3月22日 （第３回）

注１：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（１）　地域農業の現状及び課題

集落営農法人の他、現在14名の農業者が水稲を生産している。
兼業農家が多く、高齢化等により農業の継続が困難な農家があるが、現在のところ、集落営農法人がカバーしているため、耕作放棄地はない。
耕作者として、他地域からの入り作が増加している。

（２）　地域における農業の将来の在り方

今後も集落営農法人を中心に、兼業農家と米麦大豆を中心とする土地利用型農業により地域農業を担っていく。水稲の作付を希望する個人農家は今後も水稲栽培を続けていくが、将来的に営農が継続できない場合や、農地の集約を進める場合は、集落営農法人と相談して決定する。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（１）　地域の概要

区域内の農用地等面積	44.1　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	44.1　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（２）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（１）農用地の集積、集約化の方針
将来的には農地中間管理機構を介して集落営農法人へ集積・集約するよう協議していく。
（２）農地中間管理機構の活用方針
将来的には農地中間管理機構を介して集落営農法人へ集積・集約するよう協議していく。
（３）基盤整備事業への取組方針
基盤整備は完了しているが、可能な限り畦畔の除去をし大区画化していく。
（４）多様な経営体の確保・育成の取組方針
今後検討していく。
（５）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今後検討していく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携等	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】